

令和5年6月29日

保護者様

長岡商業高等学校長

### 特定小型原動機付自転車(いわゆる電動キックボード等)に係る連絡

改正道路交通法(7/1)により、これまで原付バイク扱いだった電動キックボードが特定小型原動機付自転車と位置づけられ、16歳以上であれば運転免許を有さずに運転できるようになります。

ご家庭で利用される場合は、交通ルールを遵守するとともに、交通安全に十分注意して利用するようお願いします。なお、当校においては電動キックボードによる通学は禁止といたします。

#### 記

#### 1 特定小型原動機付自転車を利用する際の確認事項について

- ①道路運送車両の保安基準に適合していること(性能等確認済シール)
- ②自賠責保険(共済)に加入していること
- ③市町村の条例等の定めるところにより、ナンバープレートを取得していること

#### 2 主な交通ルールについて

#### 【罰則】

- |   |                      |
|---|----------------------|
| ①16歳未満の者の運転禁止   | 6月以下の懲役又は10万円以下の罰金   |
| ②飲酒運転の禁止  | 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金等 |
| ③乗車用ヘルメットの着用  | 努力義務                 |
| ④二人乗りの禁止  | 5万円以下の罰金等            |
| ⑤車体の点検・整備   | 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金等   |
| ⑥通行する場所   | 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金等   |
| ・車道と歩道又は路側帯の区別があるところでは、車道を通行しなければなりません(自転車道も通行することができます)。 |                      |
| ・道路では、原則として、左側端に寄って通行しなければならず、右側を通行してはいけません。              |                      |
| ⑦信号機の信号に従う義務  | 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金等   |
| ⑧通行の禁止  | 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金    |
| ・道路標識等によりその通行を禁止されている道路を通行してはいけません。                       |                      |
| 例 車両進入禁止、車両通行止め   |                      |

など

(参考)

◆特定小型原動機付自転車(電動キックボード等)に関する交通ルール等について

<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzen/tokuteikogata.html>